

○学校法人大阪産業大学ハラスメント対応規程

平成29年4月13日

規程第319号

改正 令和2年4月7日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪産業大学が設置する学校および法人本部事務局(以下「学園」という。)における、すべての学生、生徒、職員および関係者について、ハラスメントの防止およびハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、使用する用語の定義は次とおりとする。

- (1) ハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントおよびパワー・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメントを含み、本人が意図するしないにかかわらず、不快感、嫌悪感、威圧感、不安感、屈辱感等の精神的不利益を生じさせ、学習、教育、研究、就業等の意欲を減退させ、教育研究環境または職場環境等を悪化させるあらゆる不適切な言動をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメントとは、他の者の意に反する性的な言動であり、他の者にとって不快な性的言動として受け止められることをいう。
- (3) アカデミック・ハラスメントとは、教育研究の場において、優越的地位または有利な立場にある者が、その地位や立場を利用し、または逸脱して、より下位または不利な立場の者に対し、教育研究上の不適切な言動・指導等を行うことをいう。
- (4) パワー・ハラスメントとは、職務上または学生活動上などにおいて、人間関係などの優位性を背景に、適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場やその他の環境を悪化させる行為をいう。
- (5) ジェンダー・ハラスメントとは、職員等が日常の仕事において、業務の与え方、人に対する呼び方および役割の認識の仕方等に関して性別差別をすることをいう。

(職員等の範囲)

第3条 この規程において職員等とは雇用形態・契約形態の如何を問わず、学園での職務に従事するすべての者をいう。

第2章 体制

(体制)

第4条 学園は、学生、生徒および職員等のハラスメント防止等の中核的委員会としてハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を設置し、ハラスメントに関する相談に対応するため各機関に相談窓口を設置するとともに、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。また、調査・課題解決の機関としてハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）およびハラスメント調停委員会（以下「調停委員会」という。）を設置することができる。

第3章 防止委員会

(防止委員会の職務)

第5条 防止委員会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) ハラスメントの防止、啓発、相談および救済に関する基本的政策および具体策の立案に関すること。
- (2) ハラスメント防止等に関する研修の実施に関すること。
- (3) ハラスメントに係る相談事案への対処に関すること。
- (4) 調査委員会の設置または調停委員会の設置勧告に関すること。
- (5) その他ハラスメントに関する重要事項

(防止委員会の構成)

第6条 防止委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 副学長1名
- (2) 学生部長
- (3) 教務部長
- (4) 人事部長
- (5) 事務部長
- (6) 大阪産業大学附属高等学校（以下「附属高」という。）教頭1名
- (7) 大阪桐蔭中高等学校（以下「桐蔭中高」という。）教頭1名

(防止委員会委員長)

第7条 防止委員会に委員長を置き、副学長がこれにあたる。

- 2 防止委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その任務を代行する。

(防止委員会の運営)

第8条 委員長は防止委員会を招集し、その議長となる。

- 2 防止委員会は、委員の過半数の出席で成立し、議事は出席委員の過半数で決する。
- 3 委員長は、必要がある場合には、委員会の上承を得たうえで、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 防止委員会の事務は、人事部人事課がこれを行う。

第4章 相談窓口および相談員

(相談窓口および相談員)

第9条 学生、生徒および職員等からのハラスメントに関する相談に対応するため、各機関に相談窓口および相談員を置く。

(相談窓口)

第10条 相談窓口は、次のとおりとする。

- (1) 大学の学生においては、学生部学生生活課とする。
- (2) 附属高および桐蔭中高の生徒においては、附属高・桐蔭中高事務部総務課とする。
- (3) 職員等においては、人事部人事課、事務部庶務課および附属高・桐蔭中高事務部総務課とする。

(相談員)

第11条 相談員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 各学部（全学教育機構を含む。）から選出された教育職員各2名
 - (2) 附属高から選出された教育職員2名
 - (3) 桐蔭中高から選出された教育職員2名
 - (4) 学園の事務職員から選出された者8名
- 2 前項第1号の相談員は学長の推薦により、第2号および第3号の相談員はそれぞれの学長の推薦により、第4号の相談員は法人本部事務局長が推薦し、理事長が任命する。
 - 3 相談員は、相談窓口所属の職員を兼任させてはならない。
 - 4 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 5 相談員に欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。ただし、任期は前任者の残任期間とする。
 - 6 相談員は、可能な限り両性を持って充てるものとする。

(相談窓口および相談員の責務)

第12条 相談窓口の担当者（以下「窓口担当者」という。）および相談員は、ハラスメントの申立てがあった場合、調査、調停またはその他の対応のいずれを求めるかについての聴取を行う。

- 2 窓口担当者および相談員は、相談に応じた場合、その内容について、相談者の同意を得たうえで、防止委員会に報告しなければならない。
- 3 窓口担当者および相談員は、ハラスメント防止等に関する研修を受けなければならない。
- 4 相談員は、自身の氏名、所属、連絡先、電子メールアドレス等を公表しなければならない。

(相談窓口および相談員の遵守事項)

第13条 窓口担当者および相談員は、職務を遂行するにあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 相談者および被害を申し出た者の判断を尊重し、解決策を見出す努力をすること。
- (2) 相談者および被害を申し出た者を責めたり、解決策への誘導や押しつけを行わないこと。
- (3) 相談者および被害を申し出た者に、ハラスメントに当たるような言動を行わないこと。

(相談の受付)

第14条 相談は、面談のほか、手紙、電話、ファックス、電子メール等いずれでも受け付けるものとする。

- 2 相談は、匿名の相談も受け付けるものとする。
- 3 窓口担当者および相談員以外の職員等が相談を受けた場合は、相談者および被害を申し出た者のプライバシーに十分配慮するとともに、その者の意向を尊重したうえで、窓口担当者または相談員に引き継ぐものとする。

第5章 調査委員会

(調査委員会の設置)

第15条 防止委員会は、ハラスメントに係る苦情相談の報告を受け、調査が必要と判断した場合は、調査委員会を設置し調査を付託するものとする。

- 2 大阪産業大学大学院懲戒処分施行細則および大阪産業大学学生懲戒処分施行細則に定められた懲戒調査委員会は、当規程に定める調査委員会をもってこれに代えることができる。

(調査委員会の構成等)

第16条 調査委員会は、委員4名をもって構成し、防止委員会委員長がハラスメントの申立人および被申立人（以下「申立人」および「被申立人」という。）の所属する機関長と相談のうえ委員を推薦し、理事長が委嘱する。

- 2 調査委員は、可能な限り両性で構成しなければならない。
- 3 窓口担当者および相談員は、調査委員を兼任させてはならない。
- 4 委員の互選により、調査委員長を選出する。
- 5 調査委員長は、調査委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 6 調査委員長が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 7 調査委員の任期は、当該事案に関する調査が終了するまでとする。
- 8 調査委員会の事務は、ハラスメントの申立人が法人本部事務局関係者の場合は総務部総務課、大学関係者の場合は事務部庶務課、附属高関係者の場合は附属高事務部総務課、桐蔭中高関係者の場合は桐蔭中高事務部総務課が担当する。

(調査委員会の職務)

第17条 調査委員会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) ハラスメントの事実関係の調査
 - (2) 被害者に対する救済措置の提言および加害者に対する措置等の提言
 - (3) その他、事案の解決に必要な措置
- 2 調査委員会は、事実関係の調査のため、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - (1) 当事者およびその他の関係者からの事情の聴取
 - (2) その他、当該事案の事実関係を明らかにするための必要な事項
 - 3 調査委員会の運営および調査の手続きは、調査委員長がこれを定める。

(調査期間)

第18条 調査委員会は、事案の付託があった日から起算して90日以内に調査を完了しなければならない。

- 2 調査委員会は、やむを得ない事由により、調査期間内に調査を完了することができない場合は、期間を限定して延長することができる。
- 3 調査委員会は、期間を延長する場合は、延長の理由および調査完了の時期等を速やかに防止委員会に報告しなければならない。

(調査の終了)

第19条 調査は、次の各号の場合に終了する。

- (1) 調査委員会の調査が完了したとき。
 - (2) 調査委員会が調査を継続することが適当でないと判断したとき。
- 2 調査が終了したときは、調査委員会は、直ちに調査結果および事案の解決に必要な措置等に関する提言がある場合にはその提言を、防止委員会に報告しなければならない。

3 プライバシーの保護等のため必要がある場合には、当事者および関係者の氏名等を秘して報告することができる。

(調査委員会の報告に基づく措置)

第20条 防止委員会は、調査委員会から報告および提言を受けたときは、それを尊重し、直ちに必要な措置を講じるものとする。

第6章 調停委員会

(調停委員会の設置)

第21条 防止委員会は、申立人から調停の申立てを受け、調停の必要を認めた場合は、学園に対して調停委員会の設置を勧告するものとする。

2 学園は、前項の勧告その他調停の必要を認めた場合は、調停委員会を設置するものとする。

(調停委員会の構成等)

第22条 調停委員会は、委員4名をもって構成し、防止委員会委員長が申立人および被申立人の所属する機関長と相談のうえ、委員を推薦し、理事長が委嘱する。

2 調停委員は、可能な限り両性で構成しなければならない。

3 調停委員は、大学にあっては被申立人の所属する学部、研究科、部署等以外の者を選出するものとし、窓口担当者および相談員を兼任させてはならない。

4 調停委員の互選により、調停委員長を選出する。

5 調停委員長は、調停委員会の会議を招集し、その議長となる。

6 調停委員長が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

7 調停委員の任期は、当該事案に関する調停が終了するまでとする。

8 調停委員会の事務は、ハラスメントの申立人が法人本部事務局関係者の場合は総務部総務課、大学関係者の場合は事務部庶務課、附属高関係者の場合は附属高事務部総務課、桐蔭中高関係者の場合は桐蔭中高事務部総務課が担当する。

(調停の手続)

第23条 調停委員長は、直ちに調停の日時および場所を決め、調停を申し立てた者および相手方（以下「当事者」という。）に通知しなければならない。

(調停委員会の職務)

第24条 調停委員会は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 当事者双方からの意見の聴取

(2) 調停にあたって必要な限りでの事実関係の調査

(3) 当事者双方に対する調停案等の提案

(4) その他、事案の調停に必要な措置

2 調停委員会は、当事者の意に反する調停を行ってはならない。

3 調停委員会は、調停が不可能と判断した場合、調停を終了することができる。

(調停の終了)

第25条 調停が次に掲げる事由に該当するときは、終了するものとする。

(1) 当事者間で合意が成立し、合意事項が書面に記載されたとき。

(2) 調停を申し出た者が、調停の打ち切りを申し出たとき。

(3) 調停委員長が、相当期間内に当事者間で、合意の成立する見込みがないと判断したとき。

2 調停を申し立てた者が調査委員会の設置を要請した場合、調停委員長はその旨を直ちに学園に報告しなければならない。この場合、学園はその旨を防止委員会に通知するものとする。

3 調停委員長は調停が終了したとき、調停の経過および結果を直ちに学園に報告しなければならない。この場合、学園は必要と認める措置を講じるものとする。

第7章 その他

(協力義務)

第26条 職員、学生、生徒および関係者は、調査委員会または調停委員会の調査または調停が公正かつ円滑に行われるよう協力しなければならない。

(守秘義務)

第27条 相談窓口の職員、相談員、調査委員、調停委員およびその他問題に関わった職員等は、在任中および退任、退職後を問わず、その立場において知り得た事項を他に一切漏らしてはならない。

(事務)

第28条 この規程に関する総括事務は、人事部人事課が行う。

2 前項にかかわらず事案の性質や内容により、各機関の事務室および関連部署が協力して事務を分担しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第29条 学園は、ハラスメントに関する相談をした者に対し、これを理由とする不利益な取扱いを行わない。

附 則 (平成29年4月13日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月13日から施行する。

(規程制定に伴う措置)

- 2 この規程の制定に伴い、「大阪産業大学学生のセクシュアル・ハラスメントに関する規程（平成14年1月17日制定）」、「学校法人大阪産業大学職員のセクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程（平成18年4月5日制定）」、「大阪産業大学ハラスメントの対応に関する規程（平成18年10月5日制定）」の規程は、いずれも廃止する。

附 則（令和2年4月7日）

(施行期日)

この規程は、令和2年4月7日から施行する。